

様式第 11 の様式に於ては、口座振替による納付の申出を行うときは、

29 第 9 条第 1 項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、特例法施行規則第 40 条第 2 項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に見込額からの納付に充てる出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載し、意匠法第 67 条第 6 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第 67 条第 6 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

様式第 13 の様式に於ては、別紙第 4 号 12 書式に於ては、別紙第 4 号の 12 書式に於ては、

様式第 10 の様式に於ては、口座振替による納付の申出を行うときは、

12 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合に次の要領により記載する。
イ 特例法施行規則第 40 条第 2 項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「意匠登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる不足手数料の額「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。を記載する。
ロ 意匠法第 67 条第 6 項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「意匠登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。

ハ 納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、左上余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には、「意匠登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載し、「【予納台帳番号】」の欄は設けるには及ばない。
二 意匠法第 67 条第 6 項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「【補正対象書類名】」には、「意匠登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、当該納付書の番号を記載し、事務規程別紙第 4 号の 12 書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

様式第 14 の様式に於ては、別紙第 4 号 12 書式に於ては、別紙第 4 号の 12 書式に於ては、
(口座振替による納付の申出を行うときは、)
様式第 11 の様式に於ては、別紙第 4 号 12 書式に於ては、別紙第 4 号の 12 書式に於ては、
様式第 10 の様式に於ては、口座振替による納付の申出を行うときは、

28 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第 40 条第 2 項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。を記載する。商標法第 76 条第 6 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

様式第 5 の様式に於ては、様式第 5 に於ては、

29 第 9 条第 1 項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、特例法施行規則第 40 条第 2 項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に見込額からの納付に充てる出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載し、意匠法第 67 条第 6 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第 67 条第 6 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

19 「【登録料の表示】」の欄は、特例法施行規則第 40 条第 2 項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる登録料の額「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。を記載する。商標法第 40 条第 6 項ただし書若しくは第 43 条第 4 項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき登録料の額を記載する。

様式第 13 の様式に於ては、別紙第 4 号 12 書式に於ては、別紙第 4 号の 12 書式に於ては、
様式第 10 の様式に於ては、口座振替による納付の申出を行うときは、

13 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合（備考 12 及び 14 に該当するものを除く。）に次の要領により記載する。
イ 特例法施行規則第 40 条第 2 項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる不足手数料の額「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。を記載する。
ロ 商標法第 76 条第 6 項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。

ハ 納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、左上余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載し、「【予納台帳番号】」の欄は設けるには及ばない。
二 商標法第 76 条第 6 項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、当該納付書の番号を記載し、事務規程別紙第 4 号の 12 書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。なお、商品及び役務の区分の数を増加する補正を併せてするときは、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

様式第 10 の様式に於ては、口座振替による納付の申出を行うときは、

14 「【手数料の表示】」の欄は、備考 12 の手数料の納付に際して特例法施行規則第 40 条第 2 項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額を記載する。商標法第 76 条第 6 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第 40 条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

様式第 14 の様式に於ては、別紙第 4 号 12 書式に於ては、別紙第 4 号の 12 書式に於ては、